

Let's

Study 選挙

Tokyo



目次

- | | | | |
|---------------------|-----|-------------------------|-----|
| 1 選挙とは? | p.1 | 4 選挙の種類／選挙クイズ | p.5 |
| 2 選挙権のあゆみ | p.3 | 5 東京都の選挙区 | p.6 |
| 3 政治の仕組み | p.4 | 6 選挙クイズ解答 | 裏表紙 |

—Let's study 選挙 PDF 版のお知らせ—

東京都選挙管理委員会のホームページに“Let's study 選挙”をPDFで掲載しています。ぜひチェックしてみてください。

Let's study 選挙

検索



選挙とは？

私たちは皆、いつでも安心して快適な生活をしたいと思っています。日々の暮らしの中で、「もっとこうなればいいのに」という思いを、いろいろな場面で持つことがあります。そのような思いを実現させ、安心して快適な暮らしを守り、より良い社会にしていくためには、私たちの意見を実現する代表者が必要です。その代表者を決めるのが選挙です。選ばれた人は、私たちの代表として、代表者同士が議会で話し合うなどという形で政治を行います。私たちは、選挙を通して政治に参加することになるのです。

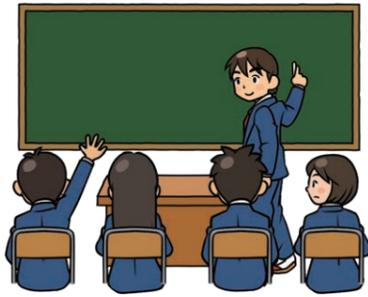
「政治」と聞くと難しく感じるけれど、自分たちの生活に関わっていると考えると身近に感じるね。



選挙は私たちの暮らしにつながる大切な仕組みなのね。



あなたの通う中学校では・・・



中学校で、生徒からさまざまな意見や要望がでできます。



生徒からの意見や要望をとりまとめたり、自ら学校生活の改善に取り組む者として、生徒の代表(生徒会役員)を「選挙」で決めます。

生徒からの意見



生徒会役員会で、生徒からの意見や要望をまとめたり、学級委員等の他の委員や先生と話し合い、調整します。

生徒会役員会からのお知らせ



話し合いや調整の結果、いくつかの意見や要望が取り入れられました。取り入れられた内容は、学校生活に関わっていきます。

あなたの住む街では・・・



就職支援を充実させて欲しい



保育園が欲しい



街では、住民から色々な想いや要望が出てきます。



地域の代表



全員が集まって街の決まりごと等を決めて行くことは難しいため、住民の代表(議員や首長※)を「選挙」で選び、議会の場で決めます。



議員は、条例や首長が提出した予算案を審議します。

国会議員も選挙で選ばれるから国民の代表者だね。



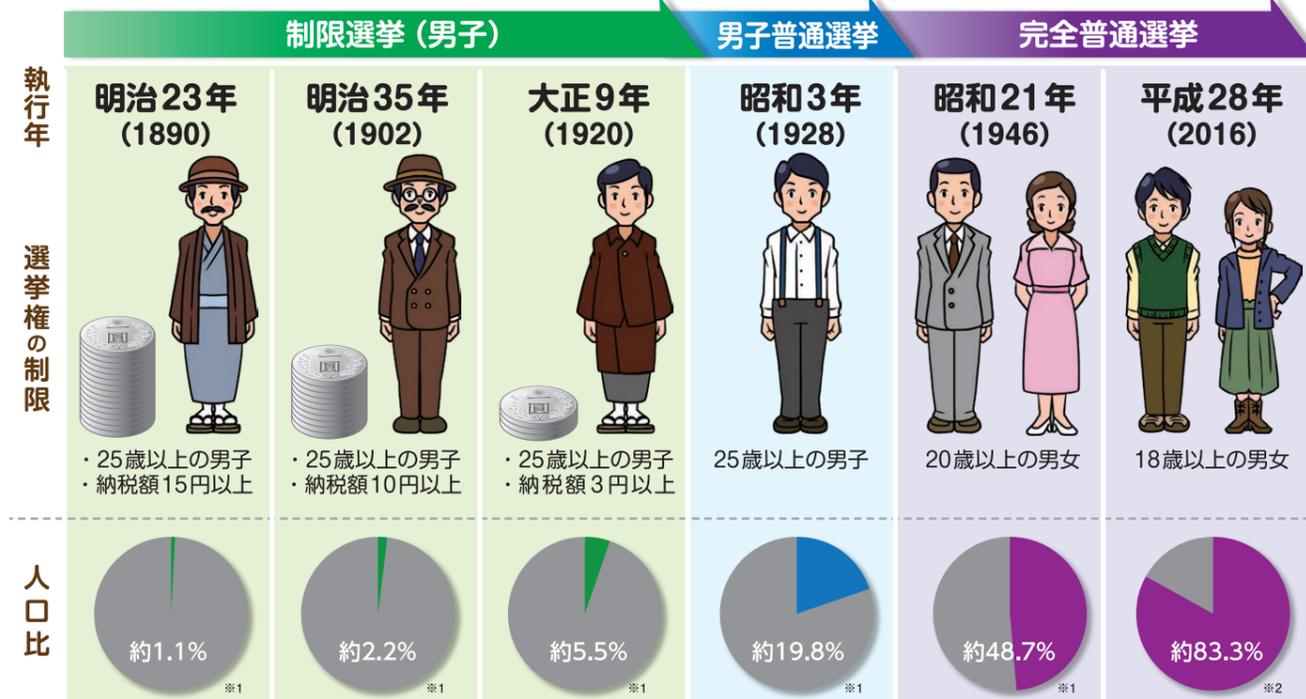
審議や調整の結果、予算が可決され、条例案の可否が決まります。通った予算や条例は、私たちの暮らしに関わっていきます。

※首長とは 自治体の行政の長です。都道府県の場合は知事(東京都であれば東京都知事)、区市町村の場合は、それぞれ区長、市長、町長、村長と言います。

選挙権の あゆみ

少子高齢化が進む日本において、若い人たちには、政治に関心を持って、未来をひらいてほしいと期待されています。
そのため、平成28年から18歳に選挙権年齢が引き下げられました。

選挙権の変遷



※1 有権者の人口比は、法改正後初めて施行された国政選挙時のもの(総務省統計局作成資料より)
※2 平成26年10月1日時点の日本の全人口に占める18歳以上の日本人の割合(総務省統計局「人口推計」より)



今年は、女性が選挙に参加できるようになってから80年、18歳から投票ができるようになってから10年なんだね。



選挙制度が導入された時は、一握りの人しか投票できなかったけど、今では8割以上の人投票できるようになったんだね。

初めて投票するまでに今できること

政治や社会の仕組み、世の中で起きていることなどに目を向けてみましょう。テレビのニュースなどで気になる話題があったら、家族や友達と話し合ってみるのも良いですね。ただし、情報を集める際には、注意も必要です。多くの情報が溢れている現代では、全ての情報が正しいとは限りません。ひとつの情報源を参考にするのではなく、いろいろな情報を見比べたり、様々な人の意見に耳を傾けたりすることで、ものごとを判断できるようになることも大切です。



政治の 仕組み

選挙で選ばれた人たちは、議員や長になって、どんな仕事をするのでしょうか。
それぞれの役割にふさわしい人を選挙で選ぶために、その種類と仕組みを知っておきましょう。

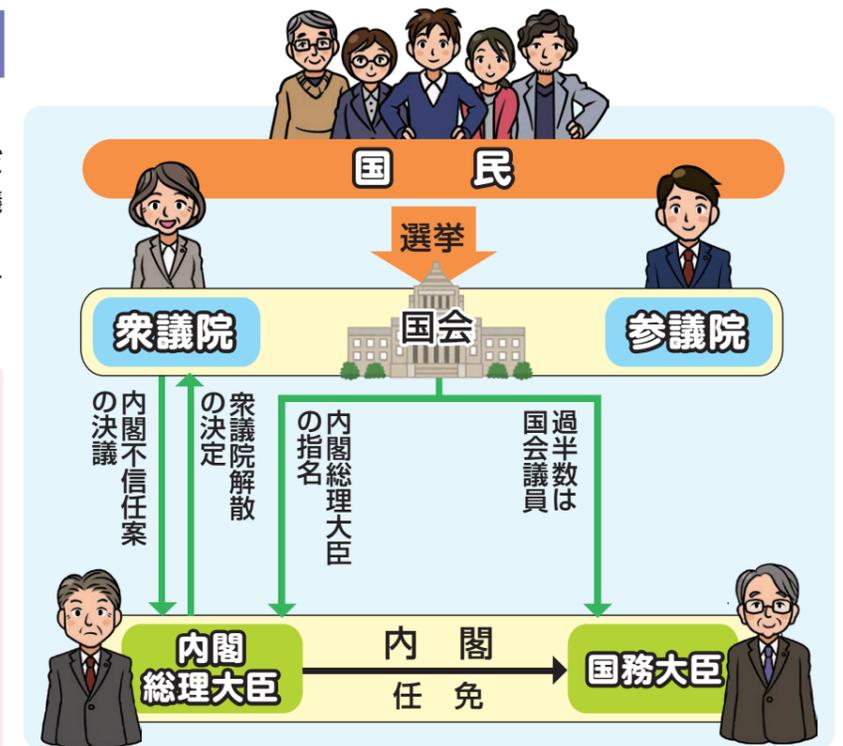
国会議員

衆議院・参議院議員の役割

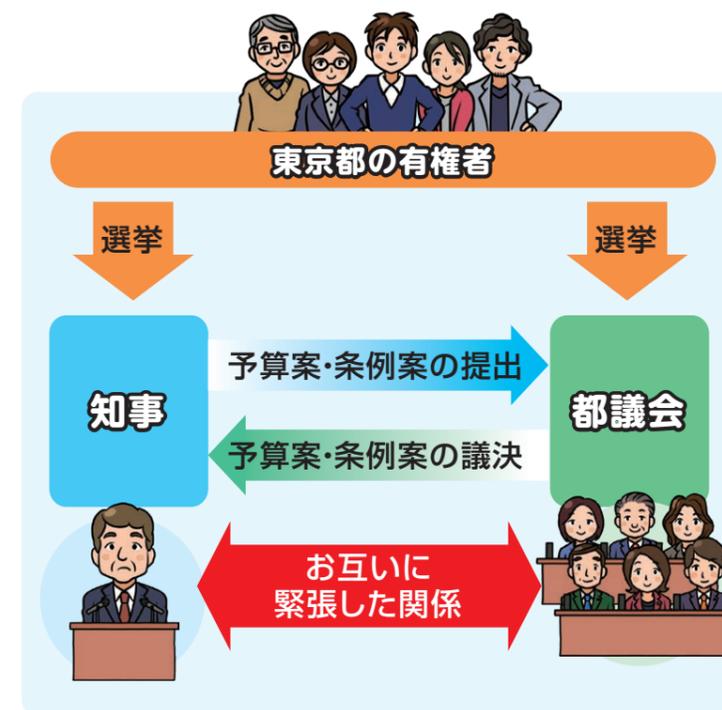
国会議員には、「法律」案や、税金をどう使うか決める「予算」案について審議し、表決できる議決権があります。
また、「法律」案を提案することもできます。

国会議員と内閣

国の行政の長である内閣総理大臣は、国会議員(衆・参)の中から、国会議員の選挙により指名されます。内閣総理大臣は各大臣を任命しますが、その過半数は国会議員でなければなりません。
こうした仕組みを、**議院内閣制**と言います。



地方議員(都議会議員・区市町村議会議員)と長



都議会議員・区市町村議会議員の役割

地方議員は、その地方自治体の「条例」案や、税金をどう使うか決める「予算」案について審議し、表決できる議決権があります。「条例」案を提案することもできます。

地方議員と行政の長

地方自治体ごとに議会議員と行政の長が別々に選挙され、これを**二元代表制**と言います。
東京では、都議会議員と都知事です。区市町村でも同様に、それぞれに議会議員と長(区长、市長、町長、村长)がいます。区市町村それぞれの単位で政治を行います。
議会と長(行政)は、それぞれの役割を發揮して地域の政治を行っていきます。

選挙の種類

選挙によって、選ばれる代表者の人数などが異なります。
それぞれの選挙がどのように行われるのかを見てみましょう。

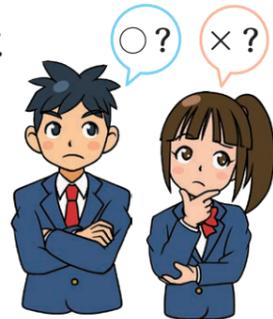
選挙の種類		選挙区数	定数	被選挙権 年齢・住所要件	任期	選び方
国の選挙	衆議院議員選挙					
	小選挙区選出	289 (30)	289人 (30人)	満25歳以上 住所要件なし	4年 (解散あり)	それぞれの選挙区で最も多く得票した1人が当選します。
	比例代表選出	11 (1)	176人 (19人)			全国を11に分けた選挙区で行われ、選挙区ごとに各政党等の得票数に比例して当選者数が配分されます。
	参議院議員選挙	選挙区選出	45 (1)	148人 (12人)	満30歳以上 住所要件なし	6年 (3年ごとに 半数改選)
比例代表選出		1	100人	全国を1つの選挙区として行われ、各政党等の得票数に比例して当選者数が配分されます。		
地方の選挙	東京都知事選挙	—	—	満30歳以上 住所要件なし	4年	都を1つの選挙区として最も多く得票した人が当選します。
	東京都議会議員選挙	42	127人	満25歳以上 都内区市町村に引き続き 3ヶ月以上住んでいること		都内を42の選挙区に分け、それぞれの選挙区で得票数の多い順に当選者を選びます。
	区市町村長選挙	—	—	満25歳以上 住所要件なし		区市町村を1つの選挙区として最も多く得票した人が当選します。
	区市町村議会議員選挙	—	6~50人	満25歳以上 その区市町村に引き続き 3ヶ月以上住んでいること		区市町村を1つの選挙区として得票数の多い順に当選者を選びます。

※表中のデータは令和7年4月時点のものです。()内は東京都の選挙区数、または定数です。

選挙クイズ

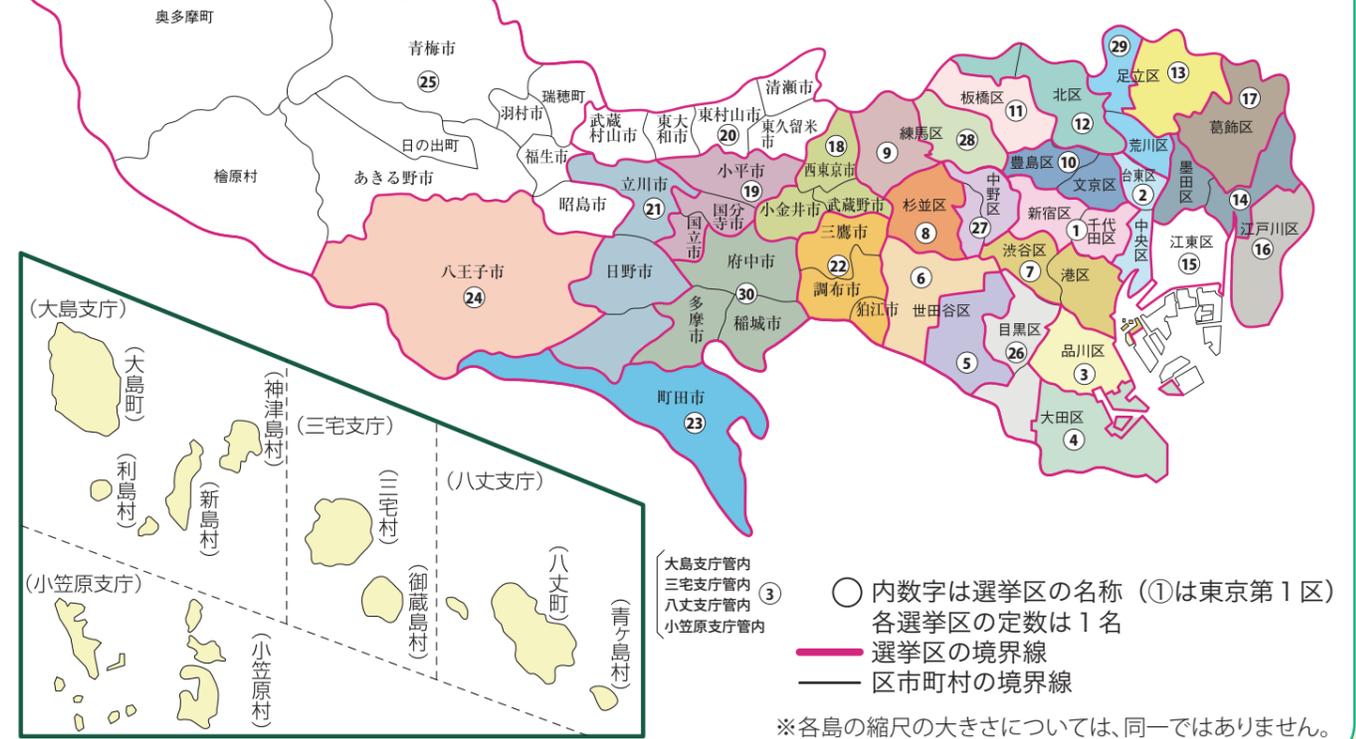
知っているとすごい?!
選挙クイズに挑戦しよう。○か×かを考えてみよう。

- Q1 18歳未満の人でも、投票をする大人と一緒に投票所に入ることができる
- Q2 投票日でないと投票はできない
- Q3 18歳になれば、立候補をすることもできる
- Q4 海外に留学をしても、留学先から投票できる選挙がある

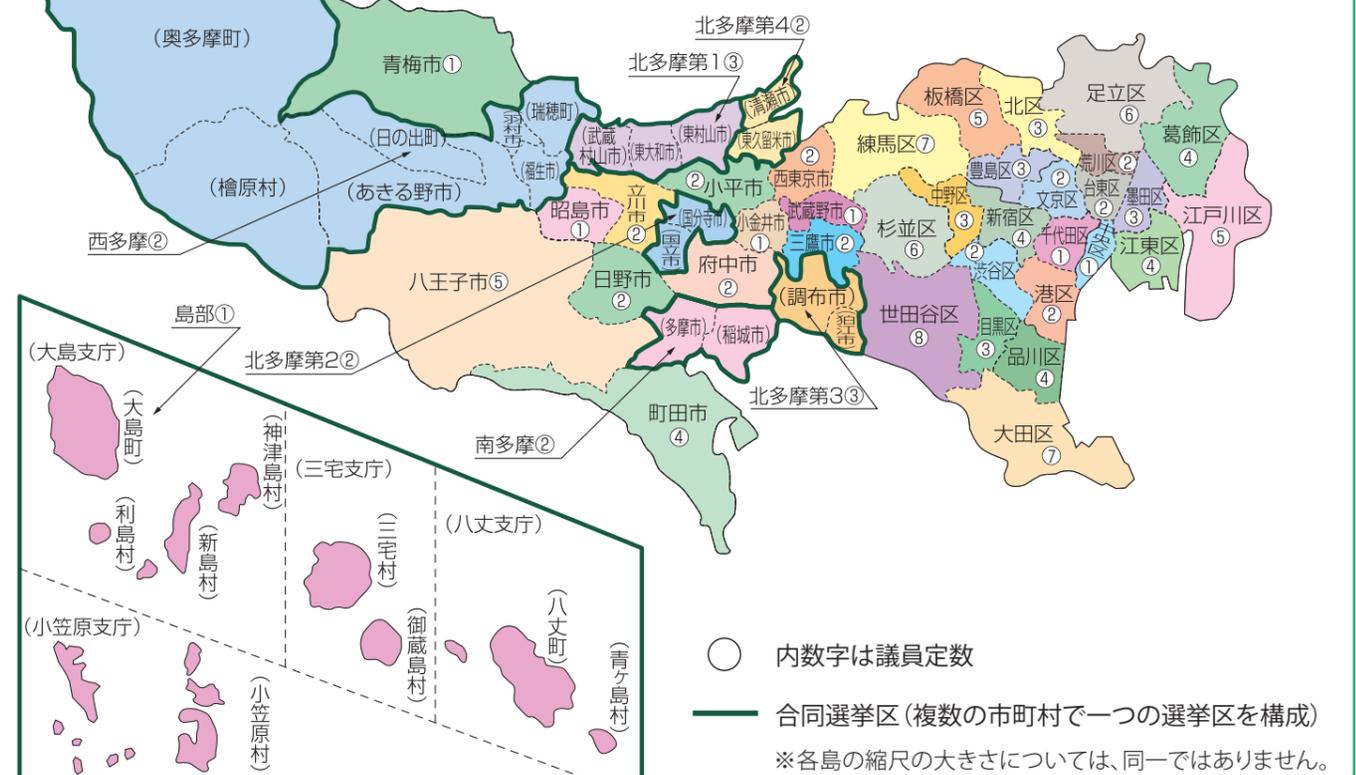


東京都の選挙区

衆議院(小選挙区選出)議員



東京都議会議員



選挙区：選挙する単位として定められた区域のこと。

選挙クイズ

▼ 解答はこちら! ▼

Q1 18歳未満の人でも、投票をする大人と一緒に投票所に入ることができる

A1

答え：○

18歳未満の人だけで投票所に入ることはできませんが、投票をする大人と一緒にいれば、投票所に入ることができます。



投票所

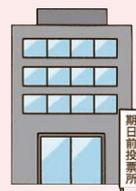
Q2 投票日でないと投票はできない

A2

答え：×

投票日前であっても投票することができる「期日前投票」という制度があります。投票日に仕事や旅行などの予定がある人は、期日前投票をすることができます。

期日前投票ができる期間や場所は、お住まいの区市町村の選挙管理委員会にご確認ください。



Q3 18歳になれば、立候補をすることもできる

A3

答え：×

18歳になると投票はできますが、立候補はできません。立候補ができる年齢は選挙によって異なります。



公職の種類	立候補できる年齢
衆議院議員	満25歳以上
参議院議員	満30歳以上
都道府県の議会議員	満25歳以上
都道府県知事	満30歳以上
区市町村の議会議員	満25歳以上
区市町村村長	満25歳以上

Q4 海外に留学をしても、留学先から投票できる選挙がある

A4

答え：○

国の選挙は、海外からでも投票できます。

ただし、「在外選挙人名簿」に登録されていなければ、海外から投票することはできません。手続きの方法は、選挙管理委員会にご確認ください。

明るい選挙ポスターコンクール

作品募集中!

投票参加や明るい選挙を呼びかけるポスターを描いてみよう!

東京都選挙管理委員会事務局では、毎年、明るい選挙ポスターコンクールを実施しています。今年度の募集締切日は令和7年9月12日(金)です。

詳しくは、東京都選挙管理委員会事務局またはお住まいの区市町村の選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

皆さんの御応募、お待ちしております♪

